

居宅介護支援重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

1. 当会が提供するサービスについての相談窓口

電話 (054) 366-3512 (午前8:30~午後5:00)

* 利用者様に限り緊急時の24時間対応を行っています。

* お問い合わせ先はサービス提供者よりお知らせいたします。

管理者 大高 佳野 (主任介護支援専門員)

* ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. JA静岡厚生連 清水厚生病院 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	JA静岡厚生連 清水厚生病院 居宅介護支援事業所
所在地	静岡市清水区庵原町578-1
介護保険指定番号	居宅介護支援(静岡県2213210137号)
*サービスを提供する地域	静岡市清水区

* 上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 同事業所の職員体制(特定事業所加算Ⅱ)(特定事業所医療介護連携加算)

主任介護支援専門員	2名	看護師1 介護福祉士1	常勤
介護支援専門員	3名	看護師1 介護福祉士2	常勤

(3) 営業時間

平日	8:30 ~ 17:00
土(第1・3)	8:30 ~ 12:30

但し、国民の祝日、開院記念日、第2・4・5土曜日、年末年始、理事長の定めた休日を除く

3. 利用料金

(1) 居宅介護支援費

要介護認定または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日静岡市の窓口に出しますと、差額の払い戻しをうけることができます。

・1月につき

要介護度区分	要介護 1・2	要介護 3～5
取扱い件数区分		
介護支援専門員 1 人あたりの利用者の数が 45 件未満	居宅介護支援費 I 1,086 単位	居宅介護支援費 I 1,411 単位
45 件以上 60 件未満	居宅介護支援費 II 544 単位	居宅介護支援費 II 704 単位
60 件以上	居宅介護支援費 III 326 単位	居宅介護支援費 III 422 単位

・指定居宅サービス事業所等の中で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステム活用及び事務職員の配置を行っている事業所

要介護度区分	要介護 1・2	要介護 3～5
取扱い件数区分		
介護支援専門員 1 人あたりの利用者の数が 50 件未満の場合	居宅介護支援費 I 1,086 単位	居宅介護支援費 I 1,411 単位
50 件以上 60 件未満	居宅介護支援費 II 527 単位	居宅介護支援費 II 683 単位
60 件以上の部分	居宅介護支援費 III 316 単位	居宅介護支援費 III 410 単位

* 各単位に静岡市の地域単価分 10.42を乗じ、利用料金となります。

(2) 加算

・居宅介護費に付随するもの

特定事業所加算 I	519 単位
特定事業所加算 II	421 単位
特定事業所加算 III	323 単位
特定事業所加算 A	114 単位
特定事業所医療介護連携加算	125 単位

・その他ケースに応じ適応するもの

初回加算	300 単位
入院時情報連携加算 (I) (II)	200～250 単位
退院・退所加算 (I)～(III)	450～900 単位
ターミナルマネジメント加算	400 単位
緊急時居宅カンファレンス加算	200 単位
通院時情報連携加算	50 単位

(3) 交通費

前記 2 の (1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は介護支援専門員がお訪ねする為の交通費の実費が必要です。

事業所から片道 10 キロから 20 キロ未満 500 円・以降 10 キロ毎 500 円いただきます。

(4) 解約料

利用者様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当会職員がお伺い致します。
契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当会の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知すると共に、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

・利用者様が介護保険施設に入所した場合

但し老人保健施設退所後在宅サービスを利用する場合は、継続利用とします。

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の介護認定区分が、非該当(自立)要支援1または要支援2と認定された場合

・利用者様がお亡くなりになった場合

④その他

利用者様やご家族などが当会や当会の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

【居宅介護支援にあたっての禁止行為】

ア、故意による暴力・暴言・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為

イ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

ウ、サービス利用中に利用者本人以外の写真や動画等を撮影・録音すること及びこれらをインターネット等に掲載すること。

5. 居宅介護支援の提供の留意事項について

- (1) 利用者様は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや居宅サービス計画に位置づけた指定サービス事業所等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば申し出てください。
- (2) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、過去6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合を利用者様に説明をします。
- (3) 入院時には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため早期に病院等と情報共有する必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (4) 感染症の予防、蔓延防止対策を検討するために、院内感染対策委員会・院内感染マニュアルに沿って利用者様の安全確保を図ることとしていきます。

6. 虐待防止

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待防止のために、研修や委員会を開催します。
その担当者を管理者とします。

7. 身体的拘束等の適正化

事業所は、利用者等の尊厳を尊重し、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない支援の実施に努めます。

8. サービス内容に関する苦情

①相談・苦情担当

当会の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅介護サービス計画に基づき提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。

J A 静岡厚生連 清水厚生病院
よろず相談窓口 電話 (054) 366-3333

②その他

当会以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

住所 静岡市葵区追手町5-1
担当 静岡市役所 介護保険課
電話 (054) 221-1377

9. 「介護サービス情報の公表」制度

静岡県内の介護サービス事業所・施設がサービスの内容及び運営状況に関する情報を公開します。

「静岡県介護サービス情報公表システム」のホームページアドレスで公表しています。

10. 当会の概要

名称・法人種類別 静岡県厚生農業協同組合連合会

代表者役職・氏名 代表理事理事長 荒田 庄治

本会所在地 静岡県静岡市駿河区曲金3丁目8-1
電話 (054) 284-9854